

令和元年9回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	令和元年9月26日(木)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時 7分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	出	11	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	出	12	坂 本 和 彦	欠
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	出
4	柴 崎 高 志	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	出		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	出		野 口 秀 明	出
8	竹 澤 國 雄	出		吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	欠
10	中 嶋 安 男	出		小 淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春
次 長 清水周二
書 記 加々美君代
書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和元年第 9 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、坂本和彦委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は 12 名中 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和元年第 9 回寄居町農業委員会総会、 日程第 1、議事録署名委員の選任について。 日程第 2、議案第 83 号から議案第 85 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 3、議案第 86 号から議案第 91 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 4、議案第 92 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上でございます。
議長	それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、柴崎高志委員と新井一弘委員をお願いいたします。 続きまして、日程第 2、議案第 83 号から議案第 85 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 83 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 1 ページを御覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第 83 号につきましては、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんは養鶏場を経営しており、農場では、約 17 万羽の鶏を飼育しております。安全性の高い鶏卵生産に努めており、今後については、さらに飼育頭数も増やしていきたいということです。取得予定の農地では、エキナセアを作付けし、養鶏のエサ等にも活用していきたいそうです。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 吉田委員。
吉田委員	20 日に現地確認をしまして、養鶏場の東側が一体として畑になっておりましたので、まる

発 言 者	内 容
	で問題ないと思われます。
	以上です。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 83 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 83 号は原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第 84 号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 84 号につきましては、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんは、取得農地のすぐ西側の所有者の妻の弟になります。今までは、西側の所有者が(譲渡人)さんの農地を借りて耕作しておりましたが、高齢でできなくなったことから、今回、(譲受人)さんに譲り渡すことになったそうです。取得予定の農地では、麦を作付けする予定です。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。
	野口委員。
野口推進委員	9 月 21 日に、内田委員、石澤委員と 3 名で現地を確認しました。申請が経営規模の拡大ということでありましたので、〇〇町の人がここにきて管理できるのかなということだったのですが、隣地の所有者の方の親戚の方なので、説明を受け、問題ないと思います、御審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 84 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 84 号は原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第 85 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 85 号につきましては、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	場所は、議案番号 84 号のすぐ北になります。農地が隣同士ということもあり、麦を作付けし、効率よく耕作したいということです。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、

発 言 者	内 容
野口推進委員	第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。
	野口委員。
	先ほどの 84 号議案と同じ、一括で管理するという形でお聞きしましたので、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 85 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第 85 号は原案のとおり決定いたします。
事務局	続きまして、日程第 3、議案第 86 号から議案第 91 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
	それでは、議案第 86 号について、事務局の説明を求めます。
	議案書の 2 ページを御覧ください。
事務局	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。
	それでは、議案第 86 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲渡人)さんは現在、妻と子ども 1 人の 3 人で暮らしており、手狭になってきたそうです。駅や小学校が近く、生活環境も整っており、所有者から譲ってもらえることになったため、今回の申請に至ったとのことです。周辺は、既に宅地化されているところになります。
	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	なお、今回の申請には、始末書が添付をされております。
	説明は、以上でございます。
	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
坂本推進委員	坂本委員。
議長	20 日に、柴崎委員と現地を確認しました。住宅地ということで、周りは完全に住宅地になっておりまして、これから自己用の住宅を建てることについては、特に問題ないと考えます。よろしく御審議のほどお願いいたします。
	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

発 言 者	内 容
議長	議案第 86 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 86 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 87 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 87 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 周辺の土地も検討した結果、条件が合わず、申請地と地目宅地の〇〇—〇に関して交渉がうまくいき、日当たりも良く、太陽光発電事業を行うのに適した土地ということで、今回の申請に至ったとのことです。
議長	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
柴崎委員	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
柴崎委員	柴崎委員。 20 日に、坂本委員さんと現地を確認してまいりました。この件は、6 月に申請されたものですが、取り下げられまして、今月申請があったわけであります。南斜面で、幾年も手の入っていない場所であり、太陽光発電には適しているのかなと思います。地元の方も、問題ないと話していました。太陽光発電には適していると思います。よろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 87 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 87 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 88 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 88 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 先ほど御審議いただきました議案第 87 号のすぐ西にある農地が、今回の申請地となります。
事務局	申請理由等は、先ほどの議案第 87 号と同様になります。
議長	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
柴崎委員	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
柴崎委員	柴崎委員。 先ほどの隣の敷地でありまして、同じように幾年も手の入っていないところであります。

発 言 者	内 容
議長	ここも南斜面で、太陽光発電に適していると思いますので、よろしくお願いいたします。 他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 88 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 88 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 89 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 89 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	寄居町発注の下水道工事を下請けすることになり、近くに工事に伴う資材置場が必要というところで、一時転用をしたく、今回の申請に至ったということです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 また、一時転用につきましては、一時的な利用に供された後に、速やかに農地として利用できる状態に回復されることが確かかどうかを審査することとされております。一時的な利用に該当する例としては、建築現場周辺に資材置場を設置する場合や、大きなイベント等の会場付近に臨時駐車場を設置する場合、砂利採取を行う場合などが挙げられます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 石澤委員。
石澤委員	去る 9 月 21 日に、内田委員、野口委員と 3 人で、現地を見てまいりました。皆さんに配ってあります図面で、県道に接しており、隣には〇〇川の改修地にも接しておるところでございます。現況は、見た感じでは、数年来田んぼを耕した形跡はないような、草の生い茂ったところでございます。資材置場として一時転用、さらには、その後農地ということですので、ただいま事務局の説明のとおり、支障はないかなということで、御報告いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 89 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 89 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 90 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 3 ページを御覧ください。

発 言 者	内 容
事務局	それでは、議案第 90 号につきまして、御説明申し上げます。 （議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述） 駅や小中学校が約 2 キロメートル圏内にあり、建売住宅としての需要が十分見込めるということで、今回申請に至ったとのこと。東側は、既に宅地化されているところになります。
議長	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
吉田委員	説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 吉田委員。
議長	20 日に現地を確認しまして、この場所自体が、既に建売住宅地というような感じで、おそらく 30 年か 40 年前に山林を開発して建売住宅の周辺になった状況の中で、若干草は生えておりましたが、逆にそこが宅地になるので、周辺の方は喜んでいるような状況に見受けられました。 以上です。
議長	他に御意見はございますか。 （委員の中から、「なし」の声）
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 90 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 90 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 91 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 91 号につきまして、御説明申し上げます。 （議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述）
事務局	令和元年度第 1 回寄居町農業振興地域促進協議会の議案第 4 号で御審議いただきました関連となります。携帯基地局の建設工事に伴って、資材置場として一時転用したいということで、今回の申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 一時転用につきましては、一時的な利用に供された後に、速やかに農地として利用できる状態に回復されることが確実かどうかを審査することとされております。一時的な利用に該当する例としては、建築現場周辺に資材置場を設置する場合や、大きなイベント等の会場付近に臨時駐車場を設置する場合、砂利採取を行う場合などが挙げられます。 また、当該農地は、農業振興地域内の農用地、いわゆる青地で、原則として除外しない限り農地転用は許可にならないところですが、一時転用につきましては、一時的利用の期間が 3 年以内であること、代替地がないこと、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと認めら

発 言 者	内 容
議長	れる場合は、許可されることとされております。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 吉田委員。
吉田委員	令和元年度第 1 回寄居町農業振興地域促進協議会で審議した周りの土地でありまして、電波塔の工事を始めるにあたって、資材が置けないというような状況でありましたので、隣の土地を借りて工事を行いたいということで申請が出たようです。 以上です。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 91 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 91 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	続きまして、日程第 4、議案第 92 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。それでは、議案第 92 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案書の 4 ページを御覧ください。 農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。 この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。 また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。 それでは、議案第 92 号につきまして、御説明申し上げます。 借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 1 人です。 貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 1 人です。 合計 8 筆で、3,888 ㎡、そのうち、田が 5 筆で 1,554 ㎡、畑が 3 筆で 2,334 ㎡となっております。 なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 92 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

発 言 者	内 容
議長 議長 事務局長 議長 事務局長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 92 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員からなしの声) 事務局から、何かありますか。 事務局から 1 点、御連絡をいたします。 次回の総会ですが、総会に先立ちまして、農業振興地域促進協議会が行われます。10 月 25 日金曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、続きまして午後 2 時 15 分から総会をお願いいたします。繰り返します。10 月 25 日金曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会をお願いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。 それでは他に無いようですので、令和元年第 9 回総会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。 (起立・礼・着席の発声)

発 言 者	内 容
	署名委員の決定について議長指名により 柴崎高志委員 新井一弘委員 以上2名を選任する
	上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。 令和元年9月26日
議 長	空岡重雄
委 員	柴崎高志
委 員	新井一弘